

令和8年

秋の全国交通安全運動

9月21日(月)～30日(水)

9月30日(水)は
「交通事故死ゼロを
目指す日」です

運動の重点

- ◆ 〈歩行者〉 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ◆ 〈自動車〉 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ◆ 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ◆ 脇見・ぼんやり運転等の追放（県独自）

令和7年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



高校・一般の部
銅賞 坂元 蒼介さんの作品



小学校下学年の部

金賞 井上 みあさんの作品



詳しくはこちら（県HP）

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

☎0985-26-7039

（相談日時）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

宮崎県交通安全対策推進本部

事務局

（宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課）

TEL:0985-26-7054 / FAX:0985-20-2221

Mail:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

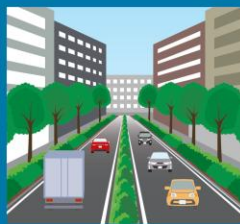
1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線
車道並びにこれに接する加速
車線及び減速車線以外のもの

4

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。